

特集にあたって

儀野 弥生

原発事故から既に7年半が経過し、被害救済も地域の復興も、被害者の願いからはほど遠い現状にある。福島原発事故の深刻な被害を受けて、1年後の2012年4月7・8日に、被害者の健康・生活の回復、そして被害者コミュニティの回復と原発のない社会をつくることを目的に、第1回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島が福島大学で開催された。以降、1年おきに集会が開催され、本年7月28・29日に第4回の集会が開催された。集会は様々な領域の研究者、弁護士、そして被害者や支援者が問題を共有し、政策課題や活動の課題を探り、宣言としてまとめてきた。

ところで、第3回から今回の集会にかけて、原発事故をめぐる状況は大きく変化した。工程表に基づく除染は一応終了し安全になったとされ、昨年3月31日、4月1日と、避難解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除された。それにあわせ、様々な被害救済措置が終了されつつある。国は、復興計画に基づいて、県、市町村に復興資金を交付している。かかる財政支援も、2020年には終了する予定である。健康問題については県民健康調査が行われたが、過診療を理由に縮小をしようとしている。また、福島以外の深刻な放射能汚染地域はますます無視される。これら直面する課題に焦点をあて、全体会では被害補償と復興政策の問題について、分科会では恒久的救済策の課題を含め健康問題及び復興財政分析に関して、報告があった(第2分科会)。

原発の廃炉問題は、工程表と比べて遅れていて、汚染水あるいは廃炉過程で出る放射性廃棄物の処理についても方法は定まっていない。全体会で福島第一原発の現状が報告され、分科会で事故の分

析、現状の課題分析、対策が示された(第1分科会)。

この2つの分科会で、情報公開、リスクコミュニケーション、公論形成という、住民・国民のアクセス権の実現のための在り方が論じられたのも、今回の特色である。健康問題に関しては、国・県の無策に対して住民による問題への対応も報告された。

事故被害者が、全国各地で集団提訴していた損害賠償訴訟でも、新たな展開があった。2017年3月以来、7つの判決が各地の地裁で出され、千葉地裁を除くすべての裁判所が国の賠償責任を認め、東電に対しても原賠審基準より付加的な賠償責任を認めた。もっとも、付加的賠償額はきわめて少なく、原告も控訴をしている。また、再稼働の差止めをめぐる裁判では、昨年12月広島高裁で伊方発電所の再稼働差止めの仮処分が出されたものの、今年9月に同じ広島高裁の異議審で、決定は取り消された。

全体会では、損害賠償集団訴訟、原発差止訴訟について2つの報告があり、分科会では、損害論や区域外被害者の課題等の訴訟の課題が論じられるとともに、原子力損害賠償法の改正についても取り上げられた(第3分科会)。

これ以外に、核兵器と原発両方をなくすことを目的とした第4分科会、メディアの問題を扱った第5分科会を設けた。

本特集では、第1、第2、第3分科会の報告から、それぞれ1つを取り上げた。集会全体の構成については、本特集末尾のプログラムを参照されたい。

(いその やよい)